

監事監査報告書

2012年5月22日

学校法人 聖母女学院
理事 会 御中

監事 北村春江

監事 幸井智

私たちは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第37条第3項に基づき、学校法人聖母女学院の2011年度（2011年4月1日から2012年3月31日まで）の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査の方針等に従い、理事会その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧して業務及び財産の状況を調査しました。また、新日本有限責任監査法人並びに財務部から監査の報告及び説明を受け、計算書類について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人聖母女学院の収支状況及び財産状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人聖母女学院の業務並びに財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。

以上